

## 岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、岐阜県県土整備部が発注する建設工事の週休2日を確保するモデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、県土整備部の現地機関が発注する工事（県土整備部所管事業に限る）のうち、適用が可能であり、現地機関の長が必要と認めた工事を対象とし、原則予定価格4,000万円以上の土木一式工事とする。

また、上記以外の岐阜県県土整備部が発注する工事（工種及び金額は問わない。）において、契約後、工事着手日（着工届に記載のある着手した日）までの間に受注者から申し入れ等があった場合は、受発注者の協議によりモデル工事として適用できるものとする。

ただし、以下に掲げる工事は原則として週休2日制モデル工事の対象としない。

- (1) 県土整備部が定める標準工期日数を設定していない工事
- (2) 現地機関の長が週休2日制モデル工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

第3条 週休2日制モデル工事における用語は以下のとおり定義する。

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「現場閉所日」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。なお、現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、平日への振替や降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含めるものとする。
- (3) 「対象期間」とは、「工事着手日」から「工事完成日（完成届に記載のある完成した日）」までの期間から準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間（8/14～8/16）、年末年始休暇6日間（12/29～1/3）、工場製作の期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間（以下「非対象期間という。」）を除いた期間を指す。
- (4) 「現場閉所率」とは、対象期間（非対象期間を除く）の日数を分母とし、対象期間における現場閉所の総日数を分子とした率を指す。別紙「現場閉所率の出し方」を参考とすること。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休2日制モデル工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1 一般競争入札に付する工事

...

( )本工事は、週休2日制モデル工事です。詳細は「岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

15 その他

...

( )本工事は、週休2日制モデル工事です。詳細は「岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

第〇条 週休2日制モデル工事の試行

( )本工事は、週休2日制モデル工事です。詳細は「岐阜県県土整備部発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

(実施方法等)

第5条 受注者は、週休2日制モデル工事を実施するにあたり、以下のとおり発注者へ報告し、承諾を得ること。

(1) 受注者は、工事着手前に、対象期間において原則土曜日及び日曜日を現場閉所日とした週休2日の「予定工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。

ただし、工期を延長した場合は、「予定工程表」を変更した「変更予定工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。

(2) 受注者は、工事完成時に、「予定工程表」又は「変更予定工程表」の対象期間において現場閉所日が確認できる「実施工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得ること。なお、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類(工事日誌等)の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。

2 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。

(工事成績評定点の加減点)

第6条 週休2日制モデル工事として発注したもの及び契約後に週休2日制モデル工事としたものについては、現場閉所率に応じて、以下のとおり工事成績評定点の加減点を行う。

(1) 現場閉所率が25.0%以上(4週7休以上)の場合は2点を加点する。

(2) 現場閉所率が21.4%以上25.0%未満(4週6休以上7休未満)の場合は1点を加点する。

(3) 現場閉所率が14.2%以上21.4%未満(4週4休以上6休未満)の場合は0点とする。

(4) 現場閉所率が14.2%未満(4週4休未満)の場合は1点を減点する。

(工事費の補正)

第7条 週休2日制モデル工事として発注するもの及び契約後に週休2日制モデル工事としたものについては、それぞれ以下のとおり労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正を行う。(別紙、工事費の補正対象確認方法を参考とすること。)

(1) 週休2日制モデル工事として発注するもの

4週8休以上の達成を前提とした下記①の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。

なお、現場閉所率を確認し、28.5%(4週8休)に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更する。(下記②、③の補正は行わない。)

(2) 契約後に週休2日制モデル工事としたもの

現場閉所率を確認し、下記①、②、③のいずれかに該当する場合は、それぞれの補正係数を各経費に乘じ請負代金額を変更する。

【現場閉所率毎の補正係数】

①現場閉所率が28.5%以上(4週8休以上)の場合

【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04

【共通仮設費】 1.04 【現場管理費】 1.05

②現場閉所率が25.0%以上28.5%未満(4週7休以上8休未満)の場合

【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03

【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04

③現場閉所率が21.4%以上25.0%未満(4週6休以上7休未満)の場合

【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01

【共通仮設費】 1.01 【現場管理費】 1.02

(その他)

第8条 受注者は、発注者が週休2日制モデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をすること。

また、この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則  
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

## ○現場閉所率の出し方

$$\text{現場閉所率(\%)} = \frac{\text{対象期間(非対象期間を除く)における現場閉所の総日数}}{\text{対象期間(非対象期間を除く)の日数}} \times 100$$

※ 小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

## ○工事費の補正対象確認方法

週休2日制モデル工事として発注するもの

- ・ 28.5% ≤ 現場閉所率 : 補正する。(【労務費】1.05 【機械経費(賃料)】1.04 【共通仮設費】1.04 【現場管理費】1.05) ※当初予定価格に計上
- ・ 28.5% > 現場閉所率 : 補正しない。※請負代金額のうち補正分を減額変更

契約後に週休2日制モデル工事とするもの

- ・ 28.5% ≤ 現場閉所率 : 補正する。(【労務費】1.05 【機械経費(賃料)】1.04 【共通仮設費】1.04 【現場管理費】1.05)
- ・ 25.0% ≤ 現場閉所率 : 補正する。(【労務費】1.03 【機械経費(賃料)】1.03 【共通仮設費】1.03 【現場管理費】1.04)
- ・ 21.4% ≤ 現場閉所率 : 補正する。(【労務費】1.01 【機械経費(賃料)】1.01 【共通仮設費】1.01 【現場管理費】1.02)
- ・ 21.4% > 現場閉所率 : 補正しない。

※ 「現場閉所日」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態の日を指す。

※ 「対象期間」とは、「工事着手日(着工届に記載のある着手した日)」から「工事完成日(完成届に記載のある完成した日)」までを指す。ただし、全ての工事において非対象期間は含まない。

### 【非対象期間】

- (1) 準備期間 : 工事着手日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事が開始されるまでの期間)
- (2) 後片付け期間 : 本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間(事務手続、後片付け等のみが残っている期間)
- (3) 夏季休暇(3日間) : 8/14 ~ 8/16
- (4) 年末年始休暇(6日間) : 12/29 ~ 1/3
- (5) 工場製作の期間
- (6) 工事事務等による不稼働期間
- (7) 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間
- (8) 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間